

各 所 属 所 長 殿

財団法人宮城県教職員互助会
(公 印 省 略)

東日本大震災に係る支援措置及び諸給付金について(通知)
この度の災害で被災されました会員の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
さて、今回の災害に対する当会の支援措置は別紙のとおりとなります。又この被災に係る主な給付金は下記のとおりとなりますので、該当する場合は速やかに提出願います。
記

1 給付の種類

項目及び提出書類	給付条件及び給付額
1 災害見舞金 * (災害見舞金請求書)	会員が風水震災火災その他の非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたとき。 (1) 1級 500,000円 (2) 2級 250,000円 (3) 3級 200,000円 (4) 4級 100,000円 (5) 5級 50,000円 (6) 5級の基準に達しなかった場合 30,000円 (新設) 支給基準については裏面を参照
2 死亡弔慰金 (死亡弔慰金請求書)	・ 会員 会員期間10年以上 500,000円 会員10年未満 300,000円 ・ 配偶者 100,000円 ・ 子 50,000円 ・ その他の者 10,000円
3 遺児育英資金給付金 (遺児育英資金請求書)	会員が死亡し、未成年の子がいるときは育英資金を給付 月額11,000～16,000円
4 単身会員特別給付金 (単身会員特別給付金請求書)	会員が結婚することなく満50歳に達したとき、又は満40歳以上で退職(死亡退職を含む) 会員期間1年につき 12,000円
5 退職餞別金・ 退職特別給付金 (退職餞別金・退職特別給付金請求書)	会員が退職(死亡退職含む。)し、又は他の共済組合の組合員となったとき。 在会期間により給付

* 災害見舞金請求書の提出にあたっては、1級～5級に該当する場合には、共済組合の災害見舞金請求書と同時に「給付班」に提出願います。

なお、(6)に該当する場合は互助会の「災害見舞金請求書(り災証明添付)」のみ提出願います。

また、上記2から5の請求書については、直接互助会事務局又は教職員互助会各支部あてに提出願います

2 提出期限 給付事由が生じた日から2年間。

3 その他 この通知に関してご不明な点がございましたら、下記まで問い合わせ願います。

担当：〒980-8423

仙台市青葉区本町3丁目8-1

財団法人宮城県教職員互助会

事業班 木村・宍戸

電話：022-211-3678 FAX：022-211-3692

災害見舞金の支給基準

条 件	給 付 額 及 び 支 給 基 準
<p>会員が風水震災その他非常災害によりその住居又は家財に損害をうけたとき。</p>	<p>次の各号に掲げる損害の程度に応じ、当該各号に掲げる額。この場合において、住居とは会員が自ら居住する住宅及び会員の被扶養者が使用している会員所有の住宅をいい、災害の査定は個々の住居ごとに行う。</p> <p>(1) 第1級の損害 500,000円 イ 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居及び家財にイと同程度の損害を受けたとき。</p> <p>(2) 第2級の損害 250,000円 イ 住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居及び家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 ニ 住居又は家財にハと同程度の損害を受けたとき。</p> <p>(3) 第3級の損害 200,000円 イ 住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居及び家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき。 ニ 住居又は家財にハと同程度の損害を受けたとき。 ホ 床上浸水120cm以上</p> <p>(4) 第4級の損害 100,000円 イ 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居又は家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 床上浸水30cm以上、120cm未満</p> <p>(5) 第5級の損害 50,000円 イ 住居又は家財の1/5以上1/3未満が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居又は家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 床上浸水30cm未満</p> <p>(6) 5級の基準に達しなかった場合 30,000円 り災証明が発行され、(5)の基準に満たなかったとき。</p>

* 1 住居・家財の損害に対する見舞金と浸水被害に対する見舞金とは重複支給はされません。

* 2 り災証明については、公立学校共済組合と同様の取扱いとします。

東日本大震災に係る互助会としての支援措置

財団法人宮城県教職員互助会

1 全会員への対応

(1) 会員の被災復興支援のための給付(実施時期等未定)

平成23年の8月に給付を予定していた退職餞別金及び退職特別給付金の前倒し給付は見合わせることにします。

この給付金については、会員の被災復興支援のための給付という形で次に定める内容で給付することとしますが、2の(1)に定める災害見舞金の支給状況によっては、この支援のための原資が不足することが想定されますので、その給付を見合わせることにします。

その後の給付等に係る取扱については、平成24年明けぐらいに再度通知します。

会員期間に応じて、退職餞別金及び退職特別給付金としてそれぞれに算定された額をもってその支援金とする。

(今回の震災以前まで、退職餞別金及び退職特別給付金の前倒し給付金として給付することとしてきた当該給付金をもって、会員の被災復興支援金とする。この支援金の給付後の退職餞別金及び退職特別給付金に係る会員期間の取扱については、前倒し給付として算定された期間の取扱とする。)

(2) 22年度の保養施設利用券等及び図書引換券の有効期限の延長措置
(23年度いっぱい使用可能とする)

2 被災会員への対応

(1) 災害見舞金の給付 (平成23年4月8日付け通知文裏面の支給基準)

① 災害見舞金の給付(事業給付 一級50万円他)

(国の被害基準の見直し(甚大化へのシフト)による給付額の増嵩)

② 現行災害見舞金の給付で救済されない会員への給付

(五級に満たない被災者への給付 新たな給付3万円)

(2) 死亡弔慰金の給付(事業給付 本人10年以上50万円)

(3) 被災遺児等のための遺児育英資金給付金の給付(年額平均16万円)

(4) 単身会員特別給付金の死亡に係る給付

(事業給付 40歳以上1.2万円/年の会員期間)

(5) 医療給付請求の際の資料添付の省略

公立学校共済組合宮城支部組合員以外の会員で、今回の災害により医療機関の領収書等の添付ができない場合は、申請書への本人の申立書でも請求できるものとする。

3 今回の災害による事業の見直し

平成23年度と平成24年度に行うこととしていた法人移行記念図書券の配布の取り止め。

→この資金をもって、災害見舞金の給付で救済されない会員の救済原資とする。

通知区分	教互										所属所名・コード								
2 3	災害見舞金請求書										〇〇〇小学校 〇〇〇〇〇〇〇〇								
会員氏名				本人に関する事				事由発生日											
会員番号				続柄 続柄コード	性別	生年月日			(り災年月日)										
宮城太郎				本人	① 男	年号	年	月	日	年号	年	月	日						
3 4 0 0 1 0 1 0 0 1				0 0	2 女	3	4	0	0	1	0	1	4	2	3	0	3	1	1
※り災程度	級	災害の種類	火災・水害・浸水 <input checked="" type="radio"/> 地震 <input type="radio"/> その他 ()							自借家別	<input checked="" type="radio"/> 自家 <input type="radio"/> 借家								
損害の程度	① 住居 <input checked="" type="radio"/> 全部		1/2	1/3	1/5	0													
	② 家財 <input checked="" type="radio"/> 全部		1/2	1/3	1/5	0													
	3 浸水(平屋建の家屋)		床上120cm以上		30cm以上		30cm未満												
り災の原因及びその状況	平成23年3月11日東日本大震災による																		
請求金額	500,000 円				※給付決定額				円										
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>財団法人宮城県教職員互助会理事長 殿</p> <p>平成 23 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所 仙台市青葉区本町三丁目8-1 氏名 宮城太郎 <input checked="" type="checkbox"/></p>																			
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>平成 23 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">所属所名 〇〇〇小学校 所属所長 校長 〇〇〇 〇〇〇 <input checked="" type="checkbox"/></p>																			

(注) ※印欄は、記入しないでください。

年号
昭和……3
平成……4